

産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第5回）
議事録

日時：平成27年7月22日（水曜日）10：00～12：00

場所：経済産業省別館1階104会議室

議題

整合規格案の確認について

議事内容

○事務局（佐々木） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、産業構造審議会製品安全小委員会の第5回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、三木座長に以後の議事進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○三木座長 おはようございます。

それでは、まず事務局より委員の出欠の確認をお願いいたします。

○事務局（佐々木） ご欠席の委員をご報告させていただきます。ご欠席は、持丸委員であります。

三浦委員はまだいらっしゃっていませんが、ご出席のご連絡をいただいておりますので、間もなく到着するものと思います。

以上です。

○三木座長 議事に入る前に、まず定足数について確認させていただきます。

本ワーキングは、委員の出席者が過半数を超えておりますので、成立することを確認いたします。

それでは次に、配付資料の確認を事務局よりお願いします。

○事務局（佐々木） 配付資料の確認をいたします。

まず座席表、議事次第と来まして、右肩に資料1と振ってある「ワーキンググループ委員名簿」でございます。次に、右肩に資料2と振ってあります、今回のワーキングに諮る9規格についての説明になります。めくっていただきまして、横置き資料2別添1、裏

表のものと、次に左上ホチキス止めしてあります資料2の別添2、2枚ものになります。続きまして、右肩、資料3、ホチキス止めしたものでちょっと分厚いですが、18ページのものになります。次に、右肩、資料4、横置きのもの、こちらが分厚くて、128ページございます。次に、資料5といたしまして、カラーの一枚ものに加えて、A3のもの、合わせて2枚ございます。最後に、右肩、資料6としまして、A4横置きのホチキス止めのもので、ページ数20ページのものになります。

お配りした資料に過不足等ございませんでしょうか。

整合規格案の確認について

○三木座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。前回4月に行った第4回ワーキングでは、9規格のJISについてご確認いただきました。指摘事項の整理に時間を要したため、予定より1カ月遅くなりましたけれども、原案どおり7月中に改正を行い、10月1日から適用されることとなっています。本日は家電関係のJISを中心に、10規格のJISについて、技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。また、今回初めてとなりますけれども、電波雑音関係の規格についても確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格案の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（長澤） 事務局から、お手元の資料2の方から説明したいと思います。

「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」ですが、1.の「概要」は従前から変わってはおりませんが、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直しを行ってまいります。

続きまして2.の「改正内容」ですが、採用済みのJISをより新しい版のIEC規格に整合したJISに置きかえるものが8規格、未採用のJISを新たに採用するものが2規格、採用済みのJ規格を、新たに制定するJ規格に置きかえるものが1規格、未採用のCISPR規格に整合したJ規格を新たに採用するものが1規格で、採用済みのJ規格を、より新しい版のCISPR規格に整合したJ規格に置きかえるものが1規格の計13規格となります。今回、5区分に分かれております。

また、「今後のスケジュール」ですが、会議終了後、パブリックコメントを8月上旬に予定しておりまして、9月中旬に改正する予定でいます。また、適用は数カ月をもちまして、12月1日を予定しています。

なお、施行から3年間は置き換える前のJ I S規格又は別紙によることができるという形で猶予期間を設けたいと考えています。

資料2をめくりまして、資料2別添1ですが、こちらはきょう審議していただく13規格の一覧となります。後ほどそれぞれの概要につきましてはご説明いたします。

なお、左から2列目ですが、こちらは資料4のページを記載しておりますので、目次がわりにご活用ください。

続きまして、めくって資料2別添2「整合規格へ採用するJ I Sの概要」ということで、本日審議していただく13規格についてご説明します。

1番目、J60238、採用するJ I Sとしましては、JIS C 8280と追補になります。こちらはねじ込みランプソケットについて規定している規格となります。

なお、主な用品としましては、電球や準照明器具を電源に接続するため設計したねじ込みランプソケットについて規定しておりまして、主にご家庭で使っております、玄関やトイレなどで電球型照明器具を取り付けるためのランプソケットやシーリングライトを取り付けるためのコネクタのようなものが対象に含まれております。

改正内容ですが、新たに定義しました部分的強化絶縁ランプソケット並びに外郭付強化絶縁ランプソケットを加える改正を行っております。

続きまして2番、J60335-1です。こちらの採用するJ I Sは、JIS C 9335-1となります。こちらは家庭用及びこれに類する電気機器の安全に規定する通則となっております。適用範囲としましては、家庭用及びこれに類する電気機器を規定しておりまして、対象範囲は非常に広く、家庭用電気機器全般が対象となっております。

改正内容としては、イミュニティ試験並びにソフトウェア評価を追加する改正を行っております。

なお、このイミュニティ試験ですが、簡単ではありますが、雑音とあわせて説明したいと思います。ここでいう雑音という定義なのですが、意図しない電気信号が変動したものを雑音といっております。例えば自然から発生する雑音であれば雷、人工的に発生するものであれば、パソコンや電子機器から発生する漏えいしたものや無線機器からの電波や掃除機等のモーターから発生したノイズを雑音と呼んでおります。

なお、電気機器から発生する現象をエミッションといいまして、電気機器に対して侵入してくるさまざまな雑音に対して誤作動や性能低下することなく作動することができる能力をイミュニティと呼んでおります。

続きまして3番、J60335-2-16です。採用するJ I Sとしては、JIS C 9335-2-16。適用範囲はディスポーザの安全性について規定しております。ディスポーザというものは家庭用の台所のシンクの下に設置して、生ごみを投入して粉碎し、下水に排出するものです。

改正内容としましては、適用範囲の除外を幼児から子供へ変更し、入口開口部のカバーのインターロックがあるのですが、そこを電子回路に依存した場合の試験を加える改正を行っています。

次に4番目、J60335-2-29です。適用範囲はバッテリーチャージャの個別要求事項となっております。イメージとしては、車用のバッテリーを充電する充電器が対象となっております。

改正内容としましては、従前では適用範囲の除外の例示として玩具用バッテリーチャージャを規定することで適用範囲外としておりましたが、例示から除外することによりまして、適用範囲に含めて、附属書に追加する改正を行っています。

続いて5番目、J60335-2-49、採用するJ I SはJIS C 9335-2-49となります。こちらは家庭用及びこれに類する電気機器の安全性の中の食品及び容器類の保温式業務用電気機器の個別要求事項となっております。店頭に置かれていますペットボトルの保温をされているショーケースをイメージしていただければと思います。

主な電気用品としては電気温蔵庫となりまして、改正内容としましては、誘導加熱源を内蔵した機器、例えばIH機器に関する規定を追加する改正を行っております。

ページをめくりまして、6番目、J60335-2-53となりまして、採用するJ I SはJIS C 9335-2-53です。こちらはサウナ用電熱装置及び赤外線キャビンの個別要求事項となっております。機器としましては主にサウナで使っている熱源の装置を対象となっております。

改正する内容としましては、適用範囲及び試験条件に赤外線発生器を加えまして、遠隔操作できるサウナに対して要求事項を追加する改正を行っております。

続きまして7番目、J60335-2-59、採用するJ I SはJIS C 9335-2-59となります。用品は、電撃殺虫器の個別要求事項となっております。イメージは、よく夜間に使われている、虫を誘導して殺虫するものとなっております。

改正する内容としましては、監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲から除外する改正を行っています。

続きましてJ60335-2-83で、採用するJ I SはJIS C 9335-2-83となります。用品は電

熱式雨どいと凍結防止器の個別要求事項となります。使用されるイメージとしましては、寒冷地などでは雨どいが凍結しますので、それらを凍結しないように電熱器で温めて、雨どいの凍結を防ぐものになっています。

改正内容としましては、先ほどの7番と同様に、監督又は指示がない状態で機器を安全に使用することができない場合及び子供が機器で遊ぶ場合を適用範囲から除外する改正を行っています。

J73001-1。採用するJ I SはJIS C 8352となっております。こちら、配線用ヒューズの通則となっております、どちらかという製品内部で使われるヒューズではなく、分電盤や配電系で使われるヒューズを対象としております。

主な改正内容としましては、以前ありましたJIS C 8269-11、低電圧ヒューズ、第11部が廃止されたことに伴いまして、新設されたものになっております。

続きまして10番、J73001-2-2になります。採用するJ I SはJIS C 8314、配線用筒形ヒューズとなります。こちら、9番と同様で、従前ありましたJIS C 8269-11が廃止されたことによって新設されたものになっております。

続きまして11番、J55001になります。こちらは主に雑音に関する規定となっております、対象範囲としましては、配線器具及び携帯発電機から発生する無線周波妨害波の伝導及び放射に対して適用しております。

なお、改正内容としましては、後述しますJ55011とJ55014-1の改正に伴いまして整合するよう改正しております。

なお、無線周波妨害波の伝導及び放射の言葉の解説をちょっとしたいと思います。まず伝導及び放射なのですが、機器から出る、先ほどエミッションやイミュニティという話をしましたが、伝わり方によって呼び方が変わりました、電源コードを伝わる雑音につきましては伝導という言葉、機器から発生する電磁波によって空間を伝わる雑音につきまして放射という言葉を使っております。それで、機器に対して影響が発生する雑音につきましては電磁妨害波という言葉を使っております。

続きまして、めくって、12番にありますJ55011になります。こちらは対象範囲としましては、工業、科学及び医療用装置並びに無線周波エネルギーを局所的に生成又は利用するように設計された家庭用及びそれに類する器具に適用しております。

ちょっと言葉が難しいのですが、主に対象となる製品は電子レンジやIH調理器や超音波加湿器などが含まれます。

なお、主な改正としまして、今回新設された規格となっておりますが、引用しました規格はC I S P R11から引用して、国内法に整合するよう新たに制定したのとなっております。

なお、C I S P Rとは何かといいますと、I E Cの特別委員会です。主に無線障害の原因となります。それぞれの電気製品から発生します電磁妨害波や雑音にしまして、その許容値や測定方法を国際的に合意することによって貿易を促すための規格を制定している機関となっております。

続きまして13番、J55014-1となります。こちらはモーター及びスイッチや制御装置によって主な機能が遂行される家庭用電気機器や電動工具から発生する無線周波妨害波の伝導及び放射に適用するというので適用範囲に含まれておりますが、主な電気用品の範囲としましては、電気掃除機や冷房機や洗濯機や電動工具が製品に含まれております。

主な改正内容としましては、30メガヘルツから1ギガヘルツにかける放射妨害波の許容値と測定方法を追加する改正を行っております。

概要の説明は以上となりまして、めくっていただきまして資料3が、今回審議が終わりまして公表した場合のイメージとなっております。

めくって2ページ目のほうをご覧になっていただきますと、今回改正する予定になっておりますねじ込みランプソケットが中段に網かけで記載しておりまして、最新のものは(H27)としておりますが、従前からあります古い規格の平成25年の版につきましては平成30年11月30日まで有効とし、猶予期間を設け、それ以降削除する手順となっております。

資料の説明は以上となります。

○三木座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明いただいたのですが、何かご意見等ございますでしょうか。

○三浦委員 今ご説明いただいた、13番のJ55014、これは制御装置とおっしゃっていた。制御素子ですね。

○事務局(長澤) 制御素子です。

○三浦委員 では、それはいいのですけれども、電気掃除機、冷房とか洗濯機とありますが、ここでいう電動工具って具体的には何を指しますか。

○事務局(長澤) 工事現場とかでコンセントから直接つなぎまして、電動ドライバーとかインパクトドライバーでバッテリーで駆動するものもありますけれども、直接コンセ

ントから。

○三浦委員 例えば家庭用で何かこうやって切ったりする。

○事務局（長澤） 電動丸鋸とか。

○三浦委員 そうそう。よくテレビ通販なんかで、こんなに切れたわとか、ぎゃあぎゃあやっている、ああいうやつ。

○事務局（長澤） あれのコンセントからとるもの、直接コンセントに差して使うための電動工具。

○三浦委員 わかりました。

○久本委員 これはインバータだとか電力制御しているものだけなのですか。モーター単体のものも含んでいるのですか。多分、制御回路からノイズがたくさん出るのだろうと思います。

○事務局（長澤） モーターからでも直接雑音等は発生しますので。

○久本委員 「スイッチ又は」だから、スイッチだけで、オンオフだけのものも含んでいるわけですね。

○事務局（長澤） 含めています。

○三木座長 他にございますか。

よろしいですか。

それでは、技術基準との整合確認書の審議に入ります。資料2の別添1に沿って、上から順番に1規格ずつ、事務局から論点説明、質疑応答というように進めていきます。

JIS C 8280について事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 お手元の資料4の最初の1ページ目をご覧ください。資料2の別添1の一覧表の1番目の規格に該当します。時間の関係もございますので、チェックシートにつきまして、非該当とした部分につきまして主に説明させていただきたいと思っております。

まず10ページ目をご覧ください。技術基準省令の第十二条、「化学的危険源による危害又は損傷の防止」という要求事項でございます。これについてですけれども、製品がそもそもねじ込みのランプソケットというものでございまして、そもそも流出するような化学物質が製品に含まれている可能性が低いということで、この要求事項につきましては非該当とさせていただきます。

続きまして11ページでございます。第十三条、「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」ということでございます。これもソケットでございますので、製品自体にそ

もそも電磁波を発生する要素がございませんので、これにつきましても非該当という扱いにさせていただきたいと思っております。

続きまして、同じページの第十五条の第1項から第3項まででございます。電気製品による不意な始動、あるいは再始動、さらには停止によって危害が発生しないかという要求事項でございます。この項目につきましても、ランプソケット、そういったそもそも動くものがございませんので、これも非該当とさせていただきたいと思っております。

続きまして、1枚めくって12ページ目でございます。第十七条、「電磁的妨害に対する耐性」ということでございます。これもそもそも電磁波において悪影響を受けるような素子、ランプソケットにはそもそも一般的には有しておりませんので、これも非該当とさせていただきたいと思っております。

同じく十八条でございます。「雑音の強さ」。同じく、ランプソケットに雑音の発生源というものが一般的にはございませんので、これも非該当という扱いにさせていただきたいと思っております。

続きまして13ページ、14ページでございます。長期使用製品安全表示制度による表示という要求事項でございますが、ランプソケットなどの対象品がございませんので、非該当ということにさせていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明及びJIS C 8280の技術基準との整合確認書について、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。次はJIS C 9335-1について、事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　　資料4の17ページでございます。資料2別添1の2番の規格でございます。この規格自体はいろんな電気製品の基礎的な基となる規格でございます。もそも非該当となる部分がほとんどございまして、43ページをお開きください。

第十八条、「雑音の強さ」。従来より、雑音の強さにつきましては、別途、J55000シリーズを制定しておりまして、これをもって適用するという扱いになっておりますので、個別規格においては雑音の強さ関係の要求事項は求めておりません。後ほど紹介します別規格によって規制させるという扱いになっております。従いまして、この第十八条については、規格自体については非該当という扱いにさせていただきたいと思っております。

あと、第二十条ですけれども、これも長期使用表示制度につきましての該当製品でございませんので、非該当とさせていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明及びJIS C 9335-1の技術基準との整合確認書についてご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次にJIS C 9335-2-16について事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 お手元の資料、47ページでございます。まず51ページをお開きください。第十五条第3項、一連の不用意な始動、動作、再始動、停止の3番目、不意な動作の停止によって危害を加えるものではないという要求事項でございます。これにつきましては、該当製品、ディスプレイにつきまして急停止が発生した場合において、人体に危害を加える可能性は低いと思われるため、この要求事項については非該当と扱わせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして52ページ、第十八条でございます。これも先ほどと同様、別規格、J55000シリーズの方で電波雑音につきましては要求事項をまとめて扱っておりますので、ここの項目につきましても非該当とさせていただきたいと考えます。

最後、53ページでございます。第二十条の長期使用製品安全表示制度の該当品ではございませんので、これらは非該当と扱わせていただきたいと思います。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明とJIS C 9335-2-16の技術基準の整合確認書についてご意見ございますでしょうか。

よろしいですね。

それでは、次にJIS C 9335-2-29について事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 お手元の資料4の55ページ目からでございます。これにつきましては、59ページから60ページ目にかけて、第十四条、「使用方法を考慮した安全設計」という要求事項でございます。これは何かといいますと、無監視状態における運転においても、危害を及ぼさないことが要求されております。

59ページ目の規格の概要のところをご覧くださいますと、「第1部の第十四条に該当する規定によるほか、次による」とございます。第1部の第十四条に該当する規定というのはどういうことかといいますと、ちょっと資料戻っていただきまして、9335-1の十四條に

該当するものが2-29、バッテリーチャージャの個別要求事項にも適用できるよという意味で
ございます。

9335-1の第十四条の該当部分をみていただきますと、39ページから40ページ目にかけてで
ございます。回りくどくなって恐縮ですけれども、40ページ目の第十四条、9335-1の第十
四条に適用される要求事項というのが、その欄の一番最後の行、30.2.3、これが第十四条
に該当する条項だということになっております。中身につきまして規格をみますと、人の
注意が行き届かない状態で動作する機器に関する要求事項が規定されております。

すみません。ちょっと長くなりますけれども、今度、2-29の規格、60ページ目にちょっ
とまた戻っていただきまして、59から60ページにかけまして、「第1部の第十四条に該当
する規定によるほか、次による」となっておりまして、ここで30.2.2という項目を引用い
ただいているのですけれども、よくみますと、人の注意が行き届く状態で使用する機器に
ついての要求事項を述べていますが、そもそも基となるほうで引用しているのが30.2.3項
ですので、30.2.2項というのは第1部で引用したものにつけ加える、つけ加えないとい
うには値しないものになります。従いまして、30.2.2項について言及いただいたのですけ
れども、そもそも言及する必要性がない記述でございますので、この項、削除させていた
だきたいと考えております。

戻りまして、59ページの記述も「第十四条に該当する規定によるほか、次による」とあ
りますけれども、次によるものが無くなりますので、「第1部の第十四条に該当する規定
による」と修正させていただきたいと思っております。お手元に送った資料に修正かけて
誠に申しわけなかったのですけれども、そのように扱わせていただきたいと考えておりま
す。

○三木座長 ただいまのところ、おわかりになったでしょうか。カットするところをも
う一度いってもらったほうがいいかもしれませんね。

○遠藤課長補佐 簡単にいうと、60ページの30.2.2に係る記述は全て削除。

○三木座長 それと、1ページ前の59ページの一番下の、規格、規定タイトル・概要の
ところの「第1部の第十四条に該当する規定による」で止めて、あとはカットする。でよ
ろしいですね。

○遠藤課長補佐 はい。

○三木座長 では、引き続き。

○遠藤課長補佐 続きまして、同じく60ページですけれども、第十五条の第3項でござ

います。この機器も同じく急停止による危険はないと考えられますので、非該当と扱わせていただきたいと思いますと考えております。

続きまして61ページでございます。第十八条、「雑音の強さ」、これも他の規格と同様に他のJ55000シリーズにおいて「雑音の強さ」の規定がありますので、この項目につきましては非該当と扱わせていただきたいと思いますと考えております。

最後、62ページから63ページにかけまして、第二十条、長期使用製品安全表示制度による対象品ではございませんので、これらの項目については非該当とさせていただきますと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明及びJIS C 9335-2-29の技術基準との整合確認書について、ご意見などございますでしょうか。

○梶屋委員　　1点だけ。遠藤補佐が今おっしゃった補足の、IECの規格の構成の原則について皆さんにご紹介しておいた方がいいと思うので、ちょっとそこら辺だけ申し上げておきますと、IECの特に60335というこのシリーズの規格は、パート1というのが日本語でいう通則、General requirementsなのですね。で、今、100以上のパート2の規格があるのですけれども、このパート2の規格というのは単独では使えないことになっているのですね。このパート1、通則とコンビネーションで使うという原則がIECの中であるということなので、いわゆる2-29であるとか、今いったような規格の要求事項は通則と一緒に見ないといけないという原則があるということをちょっと皆さんにご紹介しておいた方がいいかなと思ひまして。

○遠藤課長補佐　　更に補足させていただきますと、資料3の3ページをちょっとご覧いただければ。335シリーズの通則規格、今回のを足しますと3つ並立することになるのですけれども、そもそも古いバージョンとセットで初めて生きてくるパート2の規格がまだ残っている関係で、このように古い通則規格まで残さなくてはいけないというのが現状でございます。なぜ3つも残しているかという、今、梶屋さんの説明いただいたことで判明するということでございます。ありがとうございます。

○三木座長　　ありがとうございます。よろしいですか。

○三浦委員　　質問ですが、これは単に書きぶりの話なのかもしれませんが、63ページの第二十条第4項で、「四テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）」とありますが、今、現在、ブラウン管のものってあるのですか。

○遠藤課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

○三浦委員 これだけに限らず、現在、世間に出回っている家電とか、パソコン系のIT機器とかで、言葉からしても、「今、ないのでは？」みたいなものが、文章上、削除されていなくて、ありもしないものを書いて混乱になるということはないのでしょうか。これはそもそも論かもしれませんが。

○遠藤課長補佐 なかなか本質的な。仕組みといたしましては、電安法対象製品というのが政令で指定する仕組みになっているのです、政令改正というのが実は物すごくエネルギーが要るのです。何というか、目の前にある、すぐやらなくてはいけない仕事をしていくとどうしても、政令改正みたいな、すごくエネルギー、手間暇のかかる改正がなかなか行われないうのが、実は三浦さんに限らずいろんな方面から我々刺されておりました。

○三浦委員 それは、大変だから、みんなが先送りしてしまっているという現状？

○遠藤課長補佐 そうですね。すぐには火がつかないから、とりあえずという。

○三浦委員 とりあえず目の前のまずそうなところをまず解決してから順々にやっていこう、という感じですか。

○遠藤課長補佐 正直いってそういう状況ですけれども、そういった現状を打破するために、今、大括り化ということを検討しております、一個一個対象品を政令改正しないと動かせないのでは現実の技術の進歩には全然追いついていけないのが現状でして、そのところを改善するために政令指定するところをもう少しざっくりと指定させていただきまして。

○三浦委員 私も大括り化には関わっています。

○遠藤課長補佐 その検討を、今別途、別の場を。

○三浦委員 あちらも少々のおんびりですね。

○遠藤課長補佐 申しわけございません。力及ばず。

○三浦委員 いや、別に私が怒ってどうこうでなくて、何だかなあ、という感じが。きっと皆さん、思っているけれども言えない方がたくさんいらっしゃるのではないだろうか、と私は思っているのです。

○遠藤課長補佐 いわれなくても、品目のリストを見ていただくと、本当に、何だ、これというのが。これでも結構削ったのですけれども。

○三浦委員 非現実的というか、時代にそぐわないことをずうっとやっているなという

のが素人からの単純な感想なのです。

○遠藤課長補佐　例えば技術基準、1項基準の中でも古いものになると、現実、試験やるのはなかなか大変なのではないかという試験も結構多うございまして、これにつきましては1項基準を順次廃止して行って、2項基準に移行していこうという努力を微々ながら。

○三浦委員　してないとはいいません。大括りも大事だと思うし。

○遠藤課長補佐　でも、遅いと思われるのは重々。

○三浦委員　そうですね、こういう表現というか、こういうものが、一事が万事だなあと思ってしまったので、つい言いたくなってしまったのです。すみません。

○遠藤課長補佐　こういうのが山のようにたまっています。

○三浦委員　座長、議事録に残すのがまずいのであれば、カットしていただいても私は構わないのですけれども。

○三木座長　いやいや、ご意見だからね。残さなければいけない。

○遠藤課長補佐　このワーキングはガチでやっておりますので。

○三浦委員　ガチでやっていると最初からいわれたので、いつか言わなければなあと思っていました。すみません。

○事務局（佐々木）　あと、テレビジョン受信機につきましては、製造年からいつまで使えますかという話があって、この制度が始まってきての兼ね合いを考えますと、テレビジョン受信機が製造されなくなってからはまだ使用期間内にあると思いますので、例えばテレビジョン受信機に何年までは大丈夫ですよと書いてあるときに、この法律が既に新しいものになっていてテレビジョン受信機が削除されていると、では何でこういう表示あるのかということがわからなくなってしまうという点からすると、そういった設計上の使用期間というのを過ぎて、一定程度の期間を置いてから削除するというのが適切なのではないかなとは思いますが。

○庄子委員　消安法と電安法との整合性みたいなのを図るために、電安法の技術基準にそのままもってきたという話だけではないのですか。

○事務局（佐々木）　点検制度は消安法で、表示制度は電安法という経緯にはしてあります。

○三木座長　ということで、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。それでは、次に参りたいと思います。

次は、JIS C 9335-2-49ですかね。これについて事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 お手元の資料4の65ページからでございます。73ページ目をお開きください。第十八条、「雑音の強さ」ということで、これも先ほどの規格と同様に別規格のほうで要求事項を定めておりますので、これにつきましては非該当と扱わせていただきたいと思っております。

次、74から75ページ目でございます。今ほどご指摘いただきました長期使用製品安全表示制度でございます。同じく当該規格の製品、業務用保温装置につきましては表示制度の対象外でございますので、非該当と扱わせていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 ただいまご説明いただきましたけれども、事務局からのご説明と、それからJIS C 9335-2-49の技術基準との整合確認書についてご意見ございますでしょうか。

次に参りたいと思います。次は、JIS C 9335-2-53について、事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 お手元の資料4の77ページからでございます。81ページのほうをちょっとご覧ください。タイポが1カ所ございまして、81ページの19.101項に該当する規格の概要の記述でございますが、その2行目、「,」の後、「電熱器の表面温度が180K以下でなければならない」とありますけれども、K表示でされておりますので、「表面温度上昇」ということでございます。上昇幅が180K以下でなければならないということでございます。失礼いたしました。この「表面温度」の後に「上昇」と2文字お入れいただくようお願いいたします。

続きまして83ページでございます。これも先ほど言及させていただきました30.2.2項の記述でございますけれども、そもそもこれは言及する必要性がないものと思われまので、この資料から削除いただくようお願いいたします。

続きまして84ページ、第十五条第3項でございます。この製品につきましても、急停止による危害はないと考えられますので、この第十五条の第3項につきましては非該当と扱わせていただきたいと考えております。

続きまして85ページでございます。これも先ほどと同様に、「雑音の強さ」につきましては別規格の方で規定されておりますので、非該当とさせていただきますと思っております。

最後、第二十条でございます。この製品につきましても長期使用製品安全表示制度の対象外でございますので、非該当とさせていただきますと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明及びこのJ I Sの技術基準との整合確認書についてご意見ございますでしょうか。

○久本委員 使用上の注意だとか警告の話なのですけれども、例えばアルコールを摂取した人は使わないだとか、子供とか高齢者は使わないといったあたりの注意表示をするところはどこで。第三条の第2項の中に書いてしまうのですか。「安全性を確保するために必要な情報」という、この中の話になりますか。

○遠藤課長補佐 アルコールを飲んだ人は入ってはいけないという。

○久本委員 そういう注意表示で一般にはなかったのでしたっけ。

○笹子委員 本体表示は7.1項に載っているとは思いますが、ただ、今それが載っているかどうかはちょっと規格をみないとわかりません。

○遠藤課長補佐 79ページ、7.12項、一番下のほうで、「熱痛覚不全症を患う人、又はアルコール若しくは精神安定剤の影響の下にある人は、赤外線加温キャビンを使用しないことが望ましい」ということを取説に含まなければならないという規定がございます。

○久本委員 わかりました。ありがとうございます。高齢者とか子供はそもそも使わないほうがいいのかどうかも、私、除外すべきかどうかということがよくわかってない。とりあえずアルコールに関してはここに記述があるということで、ありがとうございます。

○三木座長 子供って、サウナ、いいのでしたっけ。

○笹子委員 規格の第一条のところ、対象を誰にするかというのが出ていていると思います。

○三浦委員 高齢者とか子供とか、例えば妊婦さんとか、いわゆる弱者というか、そういう人のことをいっておりますか。

○笹子委員 適用範囲で言っていると思います。あと7.1項か、もしくは7.12項で言っていると思います。

○遠藤課長補佐 適用範囲のところ、対象外というか、想定してないというところで、子供が機器で遊ぶ場合という規定はありますけれども、明確に子供は使ってはいけない的な規定は、今の規格には、ざっと見た限り、ないようすけれども。

○久本委員 わかりました。どうすべきかというのがよくわかってないので。ただ、高齢者の場合で、浴室ですけれども、ヒートショックによる事故は結構起こっていて、温度の急変だとか熱環境の影響というのは結構あるかなということで、それがちょっと懸念さ

れるかなと思ったわけです。

○遠藤課長補佐 ヒートショックを防ぐために、他の強制法規において、子供はサウナ入ってはだめみたいな、何か規定があるということですか。

○久本委員 そこら辺、ちょっと確認できてないのですが。

○遠藤課長補佐 もしそういう規定があるようでしたらば、デビエーションつけなくてはいけないとは思いますが。今ざっと見た限りなので、もしかしたら見落とし等あるかもしれませんので、よく確認させていただいて、もしそういう条項等ございましたらば後ほど皆様にご連絡差し上げるということで、宿題事項ということでよろしいでしょうか。

○久本委員 はい。よろしくをお願いします。

○遠藤課長補佐 ありがとうございます。

○三木座長 それでは、今のご質問に関しては確認して後日お知らせするというところで対処することにしたいと思います。他にございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは次に、JIS C 9335-2-59についてお願いいたします。

○遠藤課長補佐 お手元の資料4の89ページからでございます。まず95ページでございます。第十五条の第3項、そもそも電撃殺虫器というもの、動くような部分品ございませるところ、急停止による危険はほぼ無いと思われまますので、この項目につきましては非該当とさせていただきますと思います。

同じく95ページの第十八条、「雑音の強さ」でございます。これも先ほどと同様、J5500 0シリーズで別途「雑音の強さ」が規定されておりますので、個別規格としては非該当という扱いにさせていただきますと思っております。

続きまして、96ページから97ページにかけて、長期使用製品安全表示制度の対象外でございますので、この項目につきましても非該当とさせていただきますと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明及びJIS C 9335-2-59の技術基準との整合確認書について、ご意見ございますでしょうか。

○藤原委員 1点だけよろしいですか。整合確認のほうは結構だと思いますけれども、電気用品名が電撃殺虫器ですね。これはバッテリー動作のやつですよ。後で電動工具の話

がちよっと出てきたと思うのですが、あれは電灯線から電力をとるといふ。あれはバッテリー動作の場合はどうなるかちよっと気になったところですが、たまたまこれが出てきたので。電気柵というのがありますよね。あれといふのはこれとは該当しない？ これは多分、バッテリーで携帯用のやつを私も買ってもっていたのですけれども。

○遠藤課長補佐　電気柵は別の規格がございまして、正確にいうと電気柵用電源の規格がございまして。

○藤原委員　たまたまこの夏信州へ行ったときに、私の同僚が古民家を買って、畑を耕していますと、非常にサルとかに荒らされるわけですよ。それで自分で電気柵を張ったといふことを聞いて、名古屋に帰ってきますと、あの感電事故ありましたでしょう。それで記憶に残ったので、きょう、電撃殺虫といふのがありましたから、ちよっとお聞きした次第です。それはまた別途あるわけですね。わかりました。これはバッテリー動作なのですね。これは電灯線からやらないですよ。乾電池で普通、高圧をパルス的に出すのではないですか。

○笹子委員　コンビニとかにあるようなもので、いわゆる蚊とか虫を。

○藤原委員　私もラケットで金網をメッシュにして高圧を出して、こう振って。それではないのですかね。

○笹子委員　そういうのではないです。固定式のもので、コンビニとかにあるようなものです。

○藤原委員　そうすると、バッテリー形のやつは対象外なのですね。

○庄子委員　対象外になりますね。

○藤原委員　それも電撃殺虫器といふ名は記憶していたのですが、名称がですね。

○笹子委員　それとはちよっと異なると思います。

○青柳委員　私もわからなくて、グーグルでやったら、据え付け型のこういうのが。

○庄子委員　それは100ボルトの電源ですね。

○藤原委員　電気柵の家庭版ですね。電気柵は野外ですけれども、その家庭用。

○笹子委員　これも屋外で使うのですよね。

○事務局（佐々木）　そうです。軒下なんかは青白く光っていて、パチパチっといっているあれが。

○藤原委員　運動場とかについているのもそうでしょう。

○三浦委員　それこそ公園とか。

○笹子委員 公園とかにもあります。虫をそこに引き寄せてというので。

○藤原委員 わかりました。でも、電撃殺虫ということでしたから、あれは非常に効果があつて、私も重宝していたのです。ハエなんて、一発でポンと。それは失礼しました。勘違いです。ありがとうございました。

○三木座長 よろしいでしょうか。

それでは次に参ります。次はJIS C 9335-2-83についてよろしくお願ひします。

○遠藤課長補佐 お手元の資料4の99ページからでございます。102ページをご覧ください。十四条につきまして、先ほどよりお願いしております30.2.2項の記述についてですが、同じくこの行につきましても削除ということをお願いいたします。

続きまして103ページ、第十五条の第3項でございます。これも同じく、先ほどの規格と同様に、この製品につきまして、急停止による危険というものはそもそもあるものではないと思われまので、この項目につきましても非該当と扱わせていただきたいと思っております。

続きまして104ページ、第十八条でございます。「雑音の強さ」、これは先ほどと同様に、J55000シリーズの方で別途規定しておりましたので、非該当と扱わせていただきたいと思っております。

同じく104ページから105ページにかけて、第二十条、長期使用製品安全表示制度の対象品目外でございますので、非該当と扱わせていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 ただいまの事務局からの説明及びJIS C 9335-2-83の技術基準との整合確認書について、ご意見ございますでしょうか。削除部分は1カ所ございましたけれども。

よろしければ、次に進んでよろしいでしょうか。

それでは、次にJIS C 8352につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 資料4の107ページでございます。110ページをご覧ください。そもそも、本製品、ヒューズでございます。ヒューズ単体では使われるわけではございませんで、通常、配電盤とかの電気製品の絶縁ケース内で装着され使用されるようなものでございます。従いまして、直接ヒューズ自体が人体に危害を及ぼすということはまずあり得ないと想定されますので、この項目、第五条につきましては非該当と扱わせていただきたいと考えております。

続きまして111ページ、次のページをご覧ください。第七条1号と2号でございます。

これも先ほどの説明と同様に、ヒューズの製品の性質といたしまして、配電盤、あるいは製品の中に装着されて使われるものでございますので、感電に対する保護というもの、装置された製品、あるいは配電盤の方で担保されるような性質のものでございますので、ヒューズ単体といたしましては、この第七条につきましては非該当と扱わせていただきたいと思いますと考えております。

続きまして112ページ、第十条、「火傷の防止」でございます。これも先ほどと同様に、製品内に装着され、製品全体として担保されるべきものと考えられますので、同じく第十条につきましても非該当と扱わせていただきたいと思いますと思っております。

続きまして113ページでございます。第十三条、「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」ということで、人体影響についてでございます。これにつきましても、ヒューズの中に、一般的には危険を生じるような電磁波が発生する要素があると考えられませんので、この項目につきましても非該当とさせていただきますと思っております。

続きまして114ページでございます。第十四条、「使用方法を考慮した安全設計」ということでございますけれども、これもヒューズでございますので、装着される、組み込まれる装置等における使用方法を考慮した安全設計ということになりますので、この項目につきましても非該当と扱わせていただきたいと思いますと思っております。

同じく、同じページ、第十五条の第1項から第3項にかけまして、そもそもヒューズというもの、そういった動くような部分品はございませんので、この項目につきましても非該当と扱わせていただきたいと思いますと思っております。

続きまして115ページでございます。保護協調ということでございますけれども、これも同様に、ヒューズが組み込まれる配電盤あるいは製品の方で全体的に安全性を担保するということでございますので、ヒューズ単体につきましては非該当という扱いにさせていただきますと思っております。

第十七条でございますが、これもヒューズの中に電磁波による妨害を受けるような要素というものは通常あり得ないと考えられますので、この項目につきましても非該当と扱わせていただきたいと思いますと思っております。

続きまして第十八条、「雑音の強さ」でございます。これも同様、ヒューズには電磁波を発生するような要素、通常はあり得ないと考えられますので、この項目につきましても非該当と扱わせていただきたいと思いますと思っております。

最後、116ページの第二十条でございますけれども、これも安全表示制度の対象外でござ

ございますので、同じく非該当とさせていただきたいと思っております。

以上、どちらかという部品に該当するものですので非該当が多かったわけですが、簡単でございますが、以上でございます。

○三木座長 ただいまの事務局からの説明及びJIS C 8352の技術基準との整合確認書についてご意見ございますでしょうか。

○青柳委員 ちょっと質問なのですけれども、112ページの第九条の規格のところ、7.6 遮断性能「ヒューズは異常なく遮断できなければならない。動作中及び動作後において、次を満足しなければならない」で、g) とi) と書いてありますけれども、g) のほうで「排気孔をもつヒューズは、次を満足しなければならない」とありますが、次が無いような気がするのです。

○遠藤課長補佐 大変失礼しました。次とは何かというと、これはg) の次に項目が4つありまして、これは1)。あと、2) 3) 4) と続きまして、差し支えなければ付言させていただきますと、2) といたしまして「筒形及び栓形ヒューズの筒、窓板又は試験装置は、破損してはならない」、3) といたしまして「端子、キャップ又は窓板は、離脱してはならない」、4) といたしまして「試験後3分以内に500ボルト絶縁抵抗計によって測定した端子間の絶縁抵抗は、0.2メガオーム以上でなければならない」となっております。で、この要求事項自体が火災の危険源からの防止ということでございましたので、それに該当します1番の「さらしかなきん——ガーゼのことでございますけれども——は、燃焼又は破損してはならない」という項目だけを記述させていただきました。

○青柳委員 では、その第十一条第2項のところと、それに該当するのが2) と3) ということで書いてあるということですね。113ページの。

○遠藤課長補佐 そうです。

○三木座長 他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

私も今知ったのですが、さらしかなきんというのはガーゼなのですか。

○遠藤課長補佐 はい。

○三木座長 それでは、次に参ります。次はJIS C 8314についてお願いいたします。

○遠藤課長補佐 お手元の資料4の119ページからでございます。121ページをご覧ください。先ほどの1つ前の規格と同様に、ヒューズ単体では製品としてならない、部品のなものでございますので、非該当がちょっと多くなります。まず第七条、「感電に対する保

護」ということで、第1号、第2号に対しまして、先ほどと同様に、製品の中で性能発揮するヒューズでございますので、これにつきましては、単品については非該当と扱わせていただきたいと考えます。

同じく第十条、「火傷の防止」でございます。これにつきましても、製品の中に組み込まれるものでございますので、単体につきましては非該当という扱いにさせていただきたいと思っております。

続きまして123ページ、第十四条でございます。「使用方法を考慮した安全設計」でございますけれども、これも製品に組み込まれて初めて性能発揮するものでございますので、単体といたしましては非該当とさせていただきたいと思っております。

同じく123ページの第十五条第1項から第3項にかけまして、ヒューズ自体、動くようなものでございませぬので、これら3項目につきましては非該当とさせていただきたいと思っております。

続きまして124ページに入りまして、第十六条、「保護協調」でございます。保護協調につきましては、製品の中に組み込まれて初めて発揮するというものでございますので、ヒューズ単体につきましては非該当と扱わせていただきたいと思っております。

続きまして第十七条でございます。これにつきましても、ヒューズの中にそういった電波によって影響を受けるような素子はないと考えられますので、非該当とさせていただきます。

続きまして第十八条でございますけれども、同じくヒューズの中にそういった電波雑音が発生する素子は一般的にはないと思われますので、非該当とさせていただきたいと思っております。

最後、125ページ、第二十条でございますけれども、これも同じく表示制度の対象品ではございませぬので、非該当と扱わせていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明及びJIS C 8314の技術基準との整合確認書についてご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして電波雑音関係の規格の審議に入りますけれども、それに先立ちまして、まず審査手順について、事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 お手元の資料5をご覧ください。審査手順の概要につきましては第1

回のワーキングでお諮りした資料と同じものでございます。もう一度念を押すために再度提出させていただきます。

まず整合規格は、そのフローチャートにございますように、民間の皆様より提案いただきまして、国が審査し、その結果をパブコメにかけまして整合規格として公表させていただくという大きな流れになっております。国が審査する際の審査基準というものを下の真ん中あたりに書かせていただいております。(整合規格の審査基準) (1) 規格の公共性、(2) 策定プロセスの公平性・公開性、(3) 技術基準との整合性、こういった8項目の審査基準というものを、制度を立ち上げる前より手前どもの審議官名の通達という形で公表させていただいております。

その下の右側のほうに★で書いてありますけれども、プロセス通達と呼んでいるのですが、その中に、J I Sの審査についてはそもそも国がお墨つきを与えた規格でございますので、そういった規格の公共性、あるいはプロセスの公平性といった要求事項は満たしていると考えられるところでございます。従いまして、J I Sの審査につきましては、括弧で囲んであります8項目の中の3番目、技術基準省令との整合性のみをチェックさせていただくという扱いになっております。

従来、先ほどまでご審議いただきましたものは全てJ I S規格でございましたので、そこに書いてありますように、fast-track、3番目の項目だけをチェックするという形で審議いただいております。今般、電波雑音関係の規格というものが、従来、十四条のほうで言及しておったのですけれども、C I S P R規格に対応するJ規格を別途定めまして、それを個別の製品規格に適用していたというところがございます。

ただ、C I S P Rの規格でございますけれども、I E Cの特別な規格ではあるのですが、省庁間の関係でJ I S化されていないというところがございまして、もしJ I S化がされていけばそのままfast-trackに乗せて審議したいところではございますが、一種の団体から提案された規格という扱いにさせていただきたいと考えております。

原案の方につきましては、そもそも総務省の情報通信審議会のほうの答申を経ておりますので、まずその中身で総務省の答申を踏まえた上で原案をつくっております。

原案作成者といたしましては、電気用品調査委員会様のほうで厳重なる審議を重ねていただいております。ワーキングをまず開きまして、答申は出ているものの、実際に答申が出てから少し時間がたっておりますので、少し試験方法自体も最新のものにアップデートするとか、そういった見直しをワーキングのほうでいただいております。更に電気用品調

査委員会の下に電波雑音部会という専門部会をまた設けておりまして、その中でワーキングでできた原案を審議するという手続をとっております。電波雑音部会で審議されたものをさらに電気用品調査委員会にかけるという厳重な審査をいただいて、電気用品調査委員会様のほうからC I S P Rの原案として今般ご提案いただくということになっております。J I Sではございませんので、下の括弧に囲んでおります8つの審査基準をもって審査するという手続をとりたいと考えております。

ちょっと飛んでいただきまして資料6の方をみていただきますと、それらの8つの審査基準に基づきましたチェックリストというものをご用意させていただいております。チェックリスト（J I S以外）と書いておりますように、このチェックリストにありますような項目について、満足するか否か審議するという形をとらせていただきたいと思います。

資料5の別添ということでA3の紙を添付させていただいております。今回お諮りする電波雑音関係の規格3つございます。2つは、J55011、あるいはJ55014-1ということで、C I S P Rを踏まえた総務省様の答申をベースとしてJ I S規格に準じた規格を制定していただいたものになります。

残りのもう一つ、実はJ55001というもの、規格と呼んではいるのですけれども、そこに新旧対照表という形で今回お諮りする中身を示させていただいております。これは規格といたしましても中身はほとんど無いようなものでございまして、なぜこういうものが用意されているかといいますと、まだC I S P Rに対応するJ規格がそろっていない時代がございました。一方で、我々、電安法の技術基準の中で旧1項基準、旧2項基準と呼んでおりますけれども、2つの技術基準体系がございました。それぞれの中で美味しいところ取りはしないと。一旦、1項技術を採用するなら全部1項基準でクローズすること、2項基準でやるならば全部2項基準でクローズすることという大原則がございました。

一方で、電波雑音関係、2項基準の規格がまだそろっていない、実はC I S P R、14-1に該当する規格、今回初めて電安法の2項基準の中に提案させていただいたのですけれども、従来対応する規格がなかったということもございまして、そういった2項基準の中で電波雑音強さの規格がまだ制定されていないものについては、一種の読み替えに近い規格なのですけれども、J55001というものを便宜的に暫定的に決めさせていただきまして、まだC I S P Rに対応するJ規格ができていないものについては1項基準の方の規格を適用するという形で運用しておりました。

そこの新旧対照表、平成22年版と27年版を比べておりますが、今回、J55001が制定されることによりまして、現行というところに（適用基準）と書いてあります表がございますけれども、この中の高周波ウエルダー、アーク溶接機といったものが実はJ55011が適用できるようになります。従いまして、これを削ったものを今回J55001の平成27年版ということで改正したいと考えております。これはJ規格の1項基準の中で電波雑音の体系がまだ整備されていない時点におきまして適用する暫定的な読み替えのための規格でございます。行く行くは、まだ残っております携帯発電機に対応する、国際規格に対応するJ規格ができた暁には、晴れて、この読み替える、規格のような規格でないJ55001については将来的には廃止していきたいと考えておるところでございます。

また配線器具につきましては、配線器具だけは個別規格の中にEMC規格が実はIECのほうで規定されています。その読み替えをどうするかということを整理した上で、配線器具についてもこのJ55001のほうから消していきたいと将来的には考えております。今回はJ55001の案が提出されておりますので、その制定に伴って不要となった右側の平成22年版のロ、ハを削らせていただくという改正を行いたいと考えております。

これ自体、既に技術基準の内容につきましては既存の雑音の強さの規格でございますので、今回は技術基準との整合性といったチェックは行わない形で審議させていただきたいと考えております。

JISではない規格の審議の仕方、あるいは、更に特殊な事情でございますけれども、J55001の経緯について説明させていただきましたが、とりあえずここで一旦締めさせていただきます。ご指摘、ご質問等を受けたいと思います。

○三木座長　　ただいま事務局からご説明いただきましたけれども、ご質問あるいはご意見ございますか。

よろしければ、審議に入っていきたいと思っております。ただいま事務局より説明ありました審査手順に基づきまして、電波雑音関係の規格について、審査基準との整合性について審議いたします。

まず、J55011について、事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　　お手元の資料6でございます。先ほどご説明させていただきましたように、8つの基準に対する整合性というものをチェックしてまいりました。

順番に、1ページの「規格の公共性」ということでございます。これにつきましては、「整合規格として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるもので

はなく、その利用性について公共性を持つものであること」ということが要求されております。これにつきましては、整合規格案としては、電気用品調査委員会のHPで原案が公開されております。また、採用後は解釈通達別表第十二の別紙として国が公開する予定でございます。従いまして、そういった公共性については満足するものと考えております。

続きまして、「策定プロセスの公平性・公開性」でございます。まず整合規格案は、策定プロセスにおきまして偏りのない策定メンバー構成によるものと要求されております。先ほどちょっと説明させていただきましたが、原案作成者といたしましては電気用品調査委員会のほうにお願いしております。電気用品調査委員会のワーキング、電波雑音部会、更に本委員会といった3段階の委員会、ワーキングで揉んでいただいた原案でございます。これらのワーキング、部会、専門調査委員会は学識経験者、消費者団体、製造団体及び認定機関等で構成されておりますので、偏りのないメンバーではないかと判断されます。

続きまして、「議事の公開」ということでございます。電気用品調査委員会の資料等は公開され、議事録もHPで公開されておりますので、満足すると判断いたします。

「公衆審査の実施」、要するにパブリックコメントをやったかどうかということでございます。基となっております、今回提出いただいた整合規格原案でありますところの情報通信審議会答申のプロセスにおきまして、そもそも内容につきましては、いかにC I S P Rの元規格に対してデビエーションをつけるかというようなことにつきましての審議のプロセスにおいては、パブリックコメント、総務省様のほうで実施いただいておりますので、このそもそもの案自体、今回お諮りするJ規格自体のパブリックコメントは実施しておりませんものの、本質的なものは十分にパブリックコメントを実施しているものと判断できると思います。J規格原案単体につきましては該当せずという扱いにさせていただきたいと思っております。

次、「策定手続の文書化及び公開など」につきまして、「公平、公開を重視したものであること」ということが要求されております。これにつきましては、電気用品調査委員会様のHPのほうでそういった詳細な手続、規約等を公開していただいておりますので、これも満足すると判断されます。

「また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある」A)「作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること」。これにつきましても、電気用品調査委員会、3つのステージの中で学識経験者、消費者団体等で構成される委員会で作成されておりますので、公正、中立であるということは満足されるものと判断されます。

続きましてB)「作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること」。これにつきましても、電気用品調査委員会様の規約のほうで、これらに対する要求事項を満足すると判断されます。

更にC)「議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること」。これにつきましても、HPのほうで議事録を公開して、さらに事務局のほうで詳細な資料を補完していただいております。

さらにD)「作成途中で出された意見が適切に処理されていること」。詳細については今回反省かせていただきますけれども、個々の処理につきましては公開いただいております議事録のほうで確認できます。従いまして、この要求事項につきましても満足すると判断できます。

次、1枚めくっていただきまして2ページ目、「技術基準との整合性」でございます。これは従来JISの場合にチェックで入れた項目でございます。ちょっと形式的にはなりますが、3ページ目以降、従来みていただきました技術基準との整合確認書を添付してございます。10ページまでが従来確認いただいた整合確認書でございます。従来の裏返しでございます。このCISPR規格の場合は、該当するのが第十八条、「雑音の強さ」のみでございます。それ以外は個別規格によるものとなります。

続きまして4番目、「技術的事項の具体性」でございます。「技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、仕様、方法が示されていること」。つまり、曖昧模糊とした、どうとでもとれるような具体性のない技術的事項では困るということでございます。これにつきましても、適用範囲、用語の定義、機器の分類、許容値などなど、CISPR規格と同等の規定を定めております。国際的にこの規格に基づきまして電波雑音関係の試験をしていただき、そういった電気製品の流通がこれに基づきまして行われるところでございますので、もちろんのこと、具体的な手法、仕様、方法が示されているものと判断されます。従いまして、この要求事項につきましても満足すると判断いたしました。

続きまして5番目、「技術的事項の妥当性」でございます。「整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること」ということでございます。これにつきましても、そのもととなります国際規格、CISPRのそもそもの案、国際的な専門家が集まりましてご審議いただいたものでございますので、その技術的妥当性は説明できるものと判断されます。

6 番目、「優先される規格」。「電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、無い場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価対象とする」ということで、そもそも整合規格は J I S が優先するよというもので、J I S ではないものは J I S がないことを確認しなさいということでございます。これは先ほどもご説明させていただきましたように、各省庁間の関係で、J I S には C I S P R はできないということになっております。

7 番目、「作成言語について」「規格は日本語で作成されていること」。規格原案につきまして、お手元のほうには示してございませんが、原案は総務省様の審議会におきます答申を踏まえた日本語で作成されております。従いまして、満足すると判断されます。

最後、8 番目でございます。「規格票の様式及び作成方法について」「規格は JIS Z:8301 :2008『規格票の様式及び作成方法』の様式に従って作成されたものを原則とする」ということでございます。これにつきましては、規格協会様のご協力もいただきまして、規格票のテンプレートを入手いたしまして、それに基づきまして、総務省の答申とは様式が、全部きれいに J I S の様式に変えまして、非常に見やすいものになっております。そういったもので作業しておりますので、これも満足すると判断されます。

以上 8 つの要求事項につきまして、この J55011 につきましては全て満足すると判断されましたので、整合規格として採用しても差し支えないものと考えられますが、いかがでございますでしょうか。

○三木座長 何かご意見、あるいはご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは最後になりますが、J55014-1 について、事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 11 ページでございます。この規格は実は結構その前に提案いただいたものだったのでございますけれども、性能規定化の作業があったためにちょっと滞っていたものでございますが、今回晴れて J 規格として採用する手前まで来ております。

チェックリスト自体は前の 55011 と同様でございます。全ての要求事項を満たす、一部パブリックコメントについては情報通信審議会の答申時のパブリックコメントがあるからということで、該当せずとさせていただいておりますけれども、残りの項目につきましてはやはり先ほどと同様に全て満たしていると判断されましたところ、この J55014-1 につきましても整合規格として採用するに値すると判断されますが、いかがでございますでしょうか。

○三木座長 いかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

○熊田委員 表記の仕方なのですが、今のパブリックコメントのところ、該当せずにして、そこにその大もとの当初の段階でやっているからという書かれ方をするよりは、むしろ満足にしておいて、個別にはやってないけれども大もとのではやっているのという根拠にした方がすっきりするかなあと思ったのですけれども。

○三木座長 そうですね。それは前の規格も同じということですね。

○熊田委員 そうですね。

○三木座長 どうですか。

○熊田委員 該当しない場合は、その理由といたら、だからこれはやめますとかいうふうにしたくなるのかなとちょっと思ってしまったので。

○遠藤課長補佐 そうですね。ありがとうございます。百点満点、満足というふうに、ご提案いただいた形で。

○熊田委員 見た目、全部満足のほうがそろっているような気がします。

○遠藤課長補佐 非常に優しい意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

○三木座長 いかがでしょうか。

そうしますと、先ほどのJ55011と今回の55014のちょうど番号2番の3つ目の項ですかね。公衆審査の実施というのを「満足」として、右側の根拠はそのままでよろしいですね。

○熊田委員 そうですね。今の場合、「この規格のところではやってないが」という前置きはつけておいたほうが誤解は招かなくていいかと思います。

○三木座長 ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。他にはよろしいですか。

いろいろと貴重なご意見ありがとうございました。それでは、今回提出のありました整合規格案については、審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できるので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。

ただし、1カ所、JIS C 9335-2-53の中で、子供さんや高齢者に対する記述については確認して後日お知らせするというにしたいと思います。

一応本日予定の議題については以上でありますけれども、その他、皆様のほうから何かございますでしょうか。

○三浦委員 別に中身のことでないのですが、こういう書き方なのかどうなのかというのを教えてもらいたいことがあります。この厚い確認書の条文のところ、例えば127ページをみると、「四テレビジョン受像機」と書いてあるでしょう。国語の話ですみませ

ん。「四」と「テレビジョン」の間に空きがなくて、例えば126ページの二も三もそうです。ところが、空いているところもあるのですよ。例えば117ページをご覧ください。「二 電気冷蔵庫」「三 電気洗濯機」と空いている。こんなことにこだわってどうするのだと思われるかもしれませんが、つながっているとすごく読みにくくて、私みたいな素人にとっては。例えば、121ページ「二接触電流は」と読んでしまいます。85ページだったら、「一扇風機」と読んでしまう。だから、空けるなら空ける、空けないなら空けないというふうにきちんと統一を図らないと混乱を招くと思いました。

感想でございます。

○三木座長 空けるのが正しいですね。

○遠藤課長補佐 ええ。空けるのが正しいです。

○三浦委員 空けてないのと空けてないのがあるのはどうなのかなという話ですね。読むほうとしては、ちゃんと空いているほうが読みやすい。

○三木座長 (イ) とかの次も空いているのと空いてないのがある。

○三浦委員 多分、過去のもの。調査会のときも、これ、何で繋がっているのかな、意味が分からないというのが結構あって、それをきちんと統一してください。

○遠藤課長補佐 はい。ありがとうございます。

○三木座長 他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから何か連絡事項ございましたら。

○事務局（佐々木） 次回のワーキングでございますが、少し間をあけて、来年の1月に開催したいと考えております。日程、詳細につきましては、これまでどおり、後日、メールにて調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○三木座長 それでは、以上をもちまして第5回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201